

守口市建設工事等競争入札発注基準

1. 入札方式

(1) 建設工事

① 条件付き一般競争入札

地域要件（市内業者及び準市内業者限定等、以下同じ。）を付さずに、入札公告により入札参加者を募る競争入札であり、予定価格（税込）2億5,000万円以上の建設工事を対象とする。

また、地域要件付き一般競争入札に付したが不調・不落に終わった案件について、二度目以降に実施する一般競争入札も対象とする。

② 地域要件付き一般競争入札

地域要件を付して、入札公告により入札参加者を募る競争入札であり、予定価格（税込）200万円超2億5,000万円未満の建設工事を対象とする。

ただし、当該金額であっても、地域要件の入札参加業者数が少ない（原則5業者）と見込まれる場合、特殊な技術が必要な場合及び発注時期によっては競争性や公正性・公平性の確保が図れない場合等、本市の工事の発注状況等を総合的に勘案して、1(1)①の入札方法により入札を実施することがある。

①及び②の入札参加に必要な総合評点・元請実績等は、別表のとおりとする。

③ 指名競争入札

指名競争入札については、上記①及び②の入札方式により入札に付したが不調・不落に終わった場合等、特段の事情がある場合に限り行うものとする。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務委託

予定価格（税込）100万円超の建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務委託については、原則として条件付き一般競争入札とすることとし、入札参加に必要な元請実績等は、別表のとおりとする。

2. その他（建設工事について）

(1) 市内業者、準市内業者及び市外業者について

① 市内業者は、守口市内に建設業法上の主たる営業所を置く者とする。

② 準市内業者は、守口市内に上記2(1)①の営業所以外の建設業法上の営業所・支店等を置く者とする。

③ 市外業者は、守口市外に上記2(1)①及び②以外の建設業法上の営業

所・支店等を置く者とする。

(2) 受注限度件数

本市総務部契約課及び水道局が発注する入札案件の受注限度件数は、次のとおりとする。

① 市内業者が同時に受注できる工事件数及び同年度に受注できる工事件数は、6件までとする。

② 準市内業者が同時に受注できる工事件数及び同年度に受注できる工事件数は、5件までとする。

③ 市外業者が同時に受注できる工事件数及び同年度に受注できる工事件数は、2件までとする。

※ 上記①～③の受注限度件数は、随意契約案件を除く。

※ 複数年契約の工事案件を受注した場合の受注件数の数え方は、初年度1件のみ加算し、次年度以降は加算しないものとする。

※ 各工事案件ごとに建設業法上の適切な技術者を配置できることを条件とする。

【別表】

1. 総合評点（建設工事のみ）

予定価格（税込）	総合評点		
	市内業者	準市内業者	市外業者
20 億円以上	1,100 点以上	1,150 点以上	1,300 点以上
10 億円以上 20 億円未満	1,000 点以上	1,050 点以上	1,200 点以上
5 億円以上 10 億円未満	900 点以上	950 点以上	1,100 点以上
2.5 億円以上 5 億円未満	800 点以上	850 点以上	1,000 点以上
1.5 億円以上 2.5 億円未満	700 点以上	750 点以上	*900 点以上
1 億円以上 1.5 億円未満	600 点以上	650 点以上	*800 点以上
1 億円未満	点数制限なし	点数制限なし	点数制限なし

※ 予定価格 2.5 億円未満であっても、本文 1 (1) ①の入札方法により入札を実施する場合に適用する。

2. 元請実績

① 市内業者：予定価格（税抜）の 25%程度

② 準市内業者：予定価格（税抜）の 30%程度

③ 市外業者：予定価格（税抜）の 50%程度

ただし、案件によっては、元請実績を求めない場合や価格以外の要素（種

類・規模等）を考慮した元請実績を求めることがある。

なお、予定価格（税込）500 万円未満の建設工事の入札については、原則として、元請実績を求めないこととする。

3. 条件設定

本発注基準はあくまでも発注案件全体の目安となるものであり、上記別表 1 又は 2 を条件とせず、案件毎に当該項目について個別の条件設定をする場合については、本市の工事の発注状況等を総合的に勘案して、守口市が所掌する審査会において決定する。

附 則

本発注基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本発注基準は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

本発注基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本発注基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本発注基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本発注基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。